

名取市営住宅

入居者募集案内書

令和5年度募集

宮城県住宅供給公社 入居管理課

TEL 022-224-0014

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目1番20号
ふるさとビル1階

令和5年度募集

入居希望の方は、必ず入居申込資格条件等を確認のうえ、郵送で受付期間内にお申込みください。（受付期間内の郵便局消印有効）

定期募集について

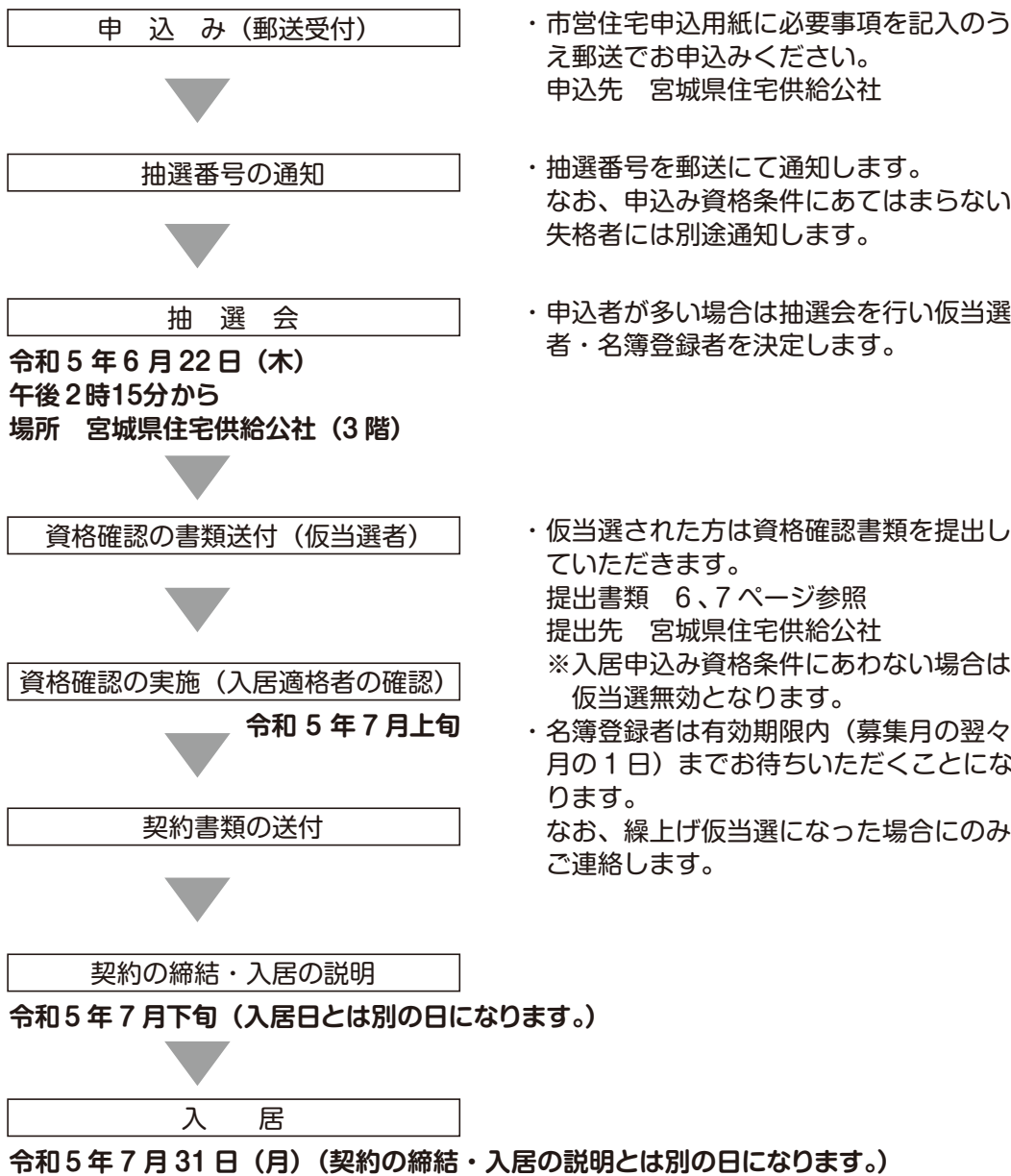
- ◎ 令和5年度の定期募集は、6月、9月、12月、3月を予定し（変更になる場合があります。）、募集住戸（入居可能日までに修繕が完了する住戸）についての募集となります。
申込受付後に抽選で仮当選者を決定し、仮当選者の方に資格確認のための書類（6、7ページの資格確認書類参照）を提出していただき、審査を行います。
また、仮当選されなかった方については名簿登録者（登録順番は仮当選番号の次の番号から連番で番号を付します。）となり、仮当選者が辞退した場合または募集月の翌々月の1日までに空き（入居可能日までに修繕が完了する住戸）が発生した場合に斡旋となります。（それ以外の場合は次回以降の募集で再度お申込み願います。）
- ◎ 申込受付は、申込書に必要事項を記入し、宮城県住宅供給公社に受付期間内に郵送で提出してください。（複数の申込みはできません。）
- ◎ 入居申込資格条件に合わない場合や、申込書と資格確認書類の内容に相違がある場合、あるいは期日までに書類の提出がない場合は、仮当選無効となりますので十分注意してください。

入居契約について

- (1) 連帯保証人（所得のある方）が2名必要です。
- (2) 敷金（家賃の3ヶ月分）及び入居月の日割家賃及び日割使用料の納付が必要です。
※これらは契約までに納付していただくことになります。
- (3) 単身世帯での入居の場合は、身元引受者が必要になります。

申込から入居まで（定期募集の場合）

申込受付期間 令和5年6月1日（木）～ 6月12日（月）
（令和5年6月12日（月）までの郵便局消印有効）



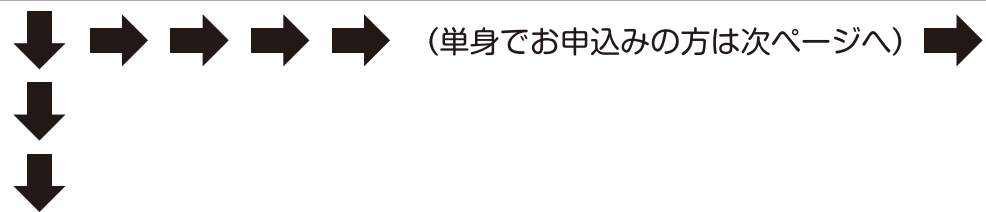
個人情報の取扱いについて

市営住宅の入居申込みで知り得た個人情報については、入居資格審査及び市営住宅管理運営の目的以外に使用することはありません。
なお、入居者資格については関係機関に照会することがあります。

入居申込資格条件

次の条件にあてはまる必要があります。

1. 現在、住宅に困っていることが明らかな方。（同居予定者を含め持ち家のない方）
2. 過去に市営住宅に入居していたことのある方については、未納の家賃等当該市営住宅の使用に係る債務がないこと。もしくは、過去 5 年以内に迷惑行為等により市営住宅を退去させられていないこと。
3. 暴力団員でないこと。（同居予定者も含まれます。）
4. 市税等の滞納がないこと。



◎世帯で（又は婚約で）申込みの方

次の 1、2 両方の項目にあてはまる方。

1. 現在同居中、又は同居予定の親族がいること。ただし、同居予定者が婚約者の場合は、入居契約日前までに入籍できること。
2. 次の収入基準にあてはまること。

一般世帯	月収額	158,000 円以下 詳しい計算方法については 9 ページをご覧ください。
裁量世帯	月収額	214,000 円以下 詳しい計算方法については 9 ページをご覧ください。

裁量世帯とは次のいずれかにあてはまる世帯

- (1) 満60歳以上の方（18歳未満の子供は含んでもよい）で構成される世帯
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、1 級～4 級の障害のある方を含む世帯
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1 級～2 級までの障害のある方を含む世帯
- (4) 障害の程度欄が「A」又は「B」の療育手帳の交付を受けている方を含む世帯
- (5) 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第 1 号表の 2 の特別頂症～第 6 項症の方、又は同表別表第 1 号表の 3 の第 1 款症の障害のある方を含む世帯
- (6) 原子爆弾被爆者に対する擁護に関する法律第 11 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方を含む世帯
- (7) 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で日本に引き上げた日から 5 年未満の方を含む世帯
- (8) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等を含む世帯
- (9) 小学校就学前の子どもがいる世帯

◎単身で申込みの方

次の 1、2 両方の項目にあてはまる方。

1. 次のいずれかの項目にあてはまる方

- (1) 満60歳以上の方
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、1 級～4 級の障害のある方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1 級～3 級に該当する障害のある方
- (4) 療育手帳「A」又は「B」に該当する障害のある方
- (5) 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第 1 号表の 2 の特別頂症～第 6 項症の方、又は同表別表第 1 号表の 3 の第 1 款症の障害のある方
- (6) 原子爆弾被爆者に対する擁護に関する法律第 11 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- (7) 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で日本に引き上げた日から 5 年未満の方
- (8) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
- (9) 生活保護法第 6 条第 1 項に該当される方
- (10) 配偶者からの暴力被害者で、婦人相談所で保護を受けているか、保護を受けた後 5 年を経過していない方、又は裁判所で保護命令を受けた被害者で、保護命令が出されてから 5 年を経過していない方

2. 次の収入基準に該当すること。

上記(3)の 3 級の方、(9)または(10)にあてはまる方

一般世帯	月収額	158,000 円以下 詳しい計算方法については 9 ページをご覧ください。
------	-----	---

上記(1)～(8)いずれかにあてはまる方（ただし(3)の 3 級の方は除く）

裁量世帯	月収額	214,000 円以下 詳しい計算方法については 9 ページをご覧ください。
------	-----	---

※ 1. の(3)及び(4)に該当する方、常時介護を必要とする方については、その内容について面接等による確認をさせていただきますので事前にご相談ください。また状況確認等の関係から入居日が入居可能日より遅くなる場合がありますのでご了承ください。

公営住宅に入居している方の申込み資格

現在、市町村営住宅や県営住宅などの公営住宅にお住まいになっている方は、次のような場合にお申込みができます。

1. 家族の増加または子の成長により、次のいずれかになったとき。(家族構成の状態が変わった時)
 - (1) 世帯員が5人以上になったとき。
(現在お住まいの間取が2K以下の場合は、世帯員が4人以上になったとき。)
 - (2) 世帯員が15歳以上の子を含み4人以上になったとき。
(現在お住まいの間取が2K以下の場合は、世帯員が15歳以上の子を含み3人以上になったとき。)
 - (3) 世帯員が4人以上で、3世代以上を構成しているとき。
2. 転勤などで、現在入居している住宅からの通勤が困難になったため、勤務地に近い住宅への入居を希望する場合。
3. 病気等治療のため長期通院を必要とし、その通院先が現住宅から著しく遠く、通院先に近い住宅を希望する場合。
注) 2. 3. に該当する場合は、原則1時間30分以上の時間を要する場合または50Km以上の距離がある場合です。

申込みされる方へのご注意

1. 次のような方は申込み出来ません。
 - (1) 世帯を不自然に分割した方。(夫婦の別居での申込み等)
 - (2) 団地で円満な共同生活ができない方。
 - (3) 団地内で犬や猫などのペットを飼いたいと思う方。
 - (4) 暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員)の方。
2. 次のような方は申込まれても失格となります！
 - (1) 申込資格条件にあてはまらないとき。
 - (2) 申込書に不正の記載があったとき。
 - (3) 入居許可時点で单身になった場合(ただし、単身入居申込資格者を除く)。
 - (4) 計算した申込家族の月収額が収入基準を超えるとき。
 - (5) 複数の申込みをされた場合。(申込は一世帯につき1住戸の申込みです。)
 - (6) 申込受付期間外に申込まれた場合
3. 入居する全ての方は、入居契約時に(1)~(2)の手続きが必要です。
 - (1) 次の資格を有する2名の連帯保証人。
(考慮すべき事情により資格等の緩和を認める場合があります。)
 - ・独立の生計を営み、かつ、申込者と同程度以上の収入を有し、さらに弁済のための十分な資力を有すること。
 - ・県内等の近隣に居住する親族。また、連帯保証人は、「住民票(住民票コード及び個人番号以外記載省略がないもの)」「所得証明書(所得のある方)」「印鑑登録証明書」の提出が必要となります。
 - (2) 家賃の3ヶ月分に相当する敷金を納入すること。

4. 入居する住宅の階数等は、市の指定になりますのでご了承下さい。
5. 団地の共用施設等の電気料金等については、共益費として入居者の皆さんに負担いただきます。共益費の管理・運営につきましては、各団地自治会等が担っております。
また、共用スペースや敷地の清掃等につきましても入居者の皆さんで行っていただきます。
6. 自家用自動車をお持ちの方へ
 - (1) 駐車場の契約は一世帯1台となります。車を2台以上所有して入居される方は、ご自分で駐車場を確保して頂くことになります。
 - (2) 団地内は指定駐車場以外の場所は全面駐車禁止となっていますので、駐車場以外への迷惑駐車は絶対にしないでください。また、駐車場の無い団地へ入居される方は、ご自分で駐車場を確保して頂くことになります。
 - (3) 団地内市営駐車場の使用料は、月額3,000円です。
7. 市営住宅は、箱塚団地、関上地区の団地として整備されたものを除いて浴室に浴槽・風呂釜はありません。
8. 住宅では、ペット等の飼育は禁止となっております(預かることもできません)。
9. 家賃は毎年、収入の申告により認定された所得に応じて決定されます。

抽 選

◎抽 選

申込者数が募集数を超えた場合、公開抽選を行い仮当選者を決定します。仮当選された方には資格確認のため書類を提出していただきますが、入居申込資格条件にあわないときは仮当選無効となりますので十分注意してください。

抽選で仮当選されなかった方については名簿登録者(登録順番は仮当選番号の次の番号から連番で番号を付します。)となり、仮当選者が辞退した場合または募集月の翌々月の1日までに空き(入居可能日までに修繕が完了する住戸)が発生した場合に斡旋となります。

名簿登録者の有効期限は募集月の翌々月の1日までとなり、繰上げ仮当選になった場合にのみご連絡します。(それ以外の場合は次回以降の募集で再度お申込み願います。)

抽選の結果については、申込み者全員に通知します。

※連番制による抽選方式

名簿登録を行うため、連番制による抽選方式としています。

例 募集戸数2戸に対し申込者が10名(抽選番号①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩)の場合
抽選により出玉③がでた場合
仮当選者は③④となり、次に⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②の連番順で名簿登録します。

◎優先入居について

募集時に優先枠を設定し、抽選倍率が優遇される場合があります。優先枠該当者、優先箇所は入居者募集案内をご覧ください。ただし、空屋数の状況等により設定のない場合もあります。

申込に必要な書類

◎市営住宅入居申込書

資格確認書類（仮当選者の方に提出していただく書類）

- 全ての世帯に共通する提出書類
 - ◎住民票コード及び個人番号以外記載省略がない住民票の写し（入居する世帯全員分）
 - ◎未納無しの納税証明書（入居者全員の市町村民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税・国民健康保険税の内納税しているもの）
- 世帯各自の所得に関して必要な書類

区 分			提 出 書 類	
申込者もしくは同居者・婚約者で収入のある方	給 与 所 得 者	現在の勤務先に 令和3年12月以前から引 き続き勤務している方	(1) 「前年分源泉徴収票」 (2) 市町村長発行の「課税証明書」又は「所得額証明書」（控 除明細のあるもの） (3) 「勤務先証明書」	
		現在の勤務先に 令和4年 1 月以降に就職 された方	(1) 「前年分源泉徴収票」 (2) 市町村長発行の「課税証明書」又は「所得額証明書」（控 除明細のあるもの） (3) 「勤務先証明書」 (4) 「給与支払証明書」 (5) 「退職証明書」	
		現在の勤務先 に令和 5 年 1 月以降に就職 された方	前年別の勤務 先に就職して いた方	(1) 「前年分源泉徴収票」 (2) 市町村長発行の「課税証明書」又は「所得額証明書」（控 除明細のあるもの）（※「確定申告書控」の写しでも可） (3) 現在勤務先の「勤務先証明書」 (4) 現在勤務先の「給与支払証明書」 (5) 前年勤務していた所の「退職証明書」
			前年無職の方	(1) 市町村長発行の「非課税証明書」 (2) 現在勤務先の「勤務先証明書」 (3) 現在勤務先の「給与支払証明書」
	年 金 所 得 者		(1) 市町村長発行の「課税証明書」又は「所得額証明書」（控 除明細のあるもの） (2) 「恩給、年金等の証明書」の写し	
	事 業 所 得 者	令和3年12月以前から事業 を開始した方	(1) 市町村長発行の「課税証明書」又は「所得額証明書」（控 除明細のあるもの） (2) 「確定申告書控」の写し	
		令和4年 1 月以降に事業を 開始した方	(1) 市町村長発行の「課税証明書」又は「所得額証明書」（控 除明細のあるもの） (2) 「収支明細書」（事業開始月から申込み受付日の前月まで） (3) 「帳簿」の写し (4) 「確定申告書控」の写し	
収入のない方	申込み者及び同居者・婚約者が無 職無収入の方		(1) 市町村長発行の「非課税証明書」又は「課税証明書」又は 「所得額証明書」（控除明細のあるもの） (2) 「前年分源泉徴収票」 (3) 「退職証明書」又は「離職票」の写し ※(1)～(3)のうち該当する書類すべて。	

※注 ・「課税証明書」、「所得額証明書」、「非課税証明書」は、令和4年1月1日時点で住民登録をしている市町村の税担当窓口でお求めください。
・「課税証明書」、「所得額証明書」、「非課税証明書」は、市民税・県民税特別徴収税額の通知書でも可。
・「勤務先証明書」、「給与支払証明書」は、本募集案内書に綴じ込んであります。
・勤務の状況等により、上記以外の書類提出をお願いする場合があります。

2. その他状況により必要な書類（以下による）

区 分	提 出 書 類
婚約者	「婚姻予約確認書」本募集案内書に綴じ込んであります
母子世帯・父子世帯・単身世帯等	入居予定者全員分の「戸籍謄本」（死別、離婚、婚姻の有無が確認できる戸籍謄本）
身体障害者・戦傷病者	「身体障害者手帳」・「戦傷病者手帳」の写し等
知的障害者・精神障害者	「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」の写し等
生活保護世帯	社会福祉事務所発行の「生活保護受給証明書」
戦傷病者	「戦傷病者手帳」の写し
原子爆弾被爆者	「特別手当証書」、「被爆者手帳」の写し
海外からの引揚者	「引揚証明書」
外国籍の方	「住民票（在留区分・在留期間の記載がある物）」の写し
外国人留学生	「在学証明書」
配偶者からの暴力被害者	婦人相談所の「一時保護証明書」 母子支援施設の「入（退）所証明者」 又は裁判所の「保護命令書」
持家をお持ちの方	「売買契約書」等
これから離婚を考えている方	(1) 戸籍謄本（離婚が確定する場合） (2) 裁判所発行の「事件係属証明書」（離婚訴訟等の場合） (3) 弁護士が発行する離婚協議中の証明書

※注 状況により上記以外の書類提出をお願いする場合があります。

各種控除の内容及び控除額			
(所得税法により認定されたものであることが必要です。)		年齢は申込日現在の満年齢です。	
	控 除 名	控 除 の 内 容	控 除 額
1	親 族 控 除	入居しようとする親族（申込者は除く）及び遠隔地扶養親族	1 人につき 380,000円
2	老人配偶者控除 老人扶養控除	満70歳以上の同一生計配偶者あるいは扶養親族がいる場合	親族控除のほかに 1 人につき 100,000円
3	特定扶養親族控除	扶養親族（配偶者は除く）及び遠隔地扶養親族のうち満16歳以上23歳未満の方	親族控除のほかに 1 人につき 250,000円
4	ひとり親控除	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない一定の方で、生計を一にする子（この場合の子は、合計所得金額が 48 万円以下で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族となっていない方に限られます。子の年齢に制限はありません。）がいる方で、合計所得金額が 500 万円以下である方。	親族控除のほかに 350,000円 （「振替基礎控除」を控除後の所得が 35 万円未満のときはその金額）
5	寡 婦 控 除	次の①または②のいずれかに当てはまる方で、ひとり親控除の対象ではない方 ①夫と離婚した後婚姻していない方で、子以外の扶養親族があり、合計所得金額が 500 万円以下の方 ②夫と死別した後婚姻をしていない方または夫の生死が明らかでない一定の方で、合計所得金額が 500 万円以下の方。	親族控除のほかに 270,000円 （「振替基礎控除」を控除後の所得が 27 万円未満のときはその金額）
6	障 害 者 控 除	申込本人や同居及び同居しようとする親族並びに遠隔地扶養親族のうち、次にあげる精神又は身体に障害がある方がいる場合 ①身体障害者手帳の交付を受けている方（1 級、2 級の方は特別障害者） ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（1 級の方は特別障害者） ③障害の程度欄が「A」又は「B」の療育手帳の交付を受けている方（「A」の方は特別障害者） ④戦傷病者手帳の交付を受けている方（恩給法の別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 3 項症までの方は特別障害者） ⑤原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方（重度の障害者とされている方は特別障害者） ⑥上記①～⑤のほか、所得税法施行令第10条の規定に該当される方	親族控除のほかに 1 人につき 普通障害者 270,000円 特別障害者 400,000円
7	振 替 基 礎 控 除	給与所得または公的年金に係る雑所得を有する方	親族控除のほかに 100,000円 （給与所得等が 10 万円未満のときはその金額）

月収額計算表

○年間所得金額

入居申込みをする場合の収入は、一緒に入居しようとする人で、収入のある方全員の所得の合計金額が対象となります。

本人	の所得	円
	さんの所得	円
	さんの所得	円
	さんの所得	円
年間所得の合計額		円

○控除金額

各種控除については8ページを参照してください。

親 族 控 除	380,000円×（ ）人＝	円
老人配偶者控除 老人扶養控除	100,000円×（ ）人＝	円
特定扶養親族控除	250,000円×（ ）人＝	円
ひとり親控除	350,000円 （ 円）＝	円
寡 婦 控 除	270,000円 （ 円）＝	円
障 害 者 控 除	270,000円×（ ）人＝ 400,000円×（ ）人＝	円 円
振 替 基 礎 控 除	100,000円×（ ）人＝	円
控 除 合 計 額		円

○月収額の計算

合計年間所得金額
円

－

控除合計金額
円

） ÷ 12 ＝

あなたの世帯の月収額
円

		月 収 額 (円)		家賃ランク
裁 量 階 層	一 般 階 層	0 ～ 104,000		A
		104,001 ～ 123,000		B
		123,001 ～ 139,000		C
		139,001 ～ 158,000		D
		158,001 ～ 186,000		E
		186,001 ～ 214,000		F

※所得金額は10～13ページを参照してください。

ただし、次の年金は非課税のため算定の対象にはなりません。
障害基礎年金、障害厚生年金、障害年金、障害共済年金、
遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族年金、遺族共済年金、
母子年金、準母子年金、
遺児年金、寡婦年金、老齢福祉年金

- 9 -

年金所得者

○公的年金等の源泉徴収票

令和4年分 公的年金等の源泉徴収票 郵便はがき

種別	支払金額	源泉徴収税額			
年金	*****				
申告書の提出	本人	控除対象配偶者の有無等			
有	無	特別障害者 その他の障害者 老年者			
		有	無	老人控除対象 配偶者の有無	
				有	無

受給者の年齢	この年中の公的年金等の収入金額(A)	所得金額になおす計算式
年齢 65 歳 以上の方	110 万円以下	0円
	110万1円以上 ～ 330 万円未満	(A) - 110 万円
	330 万円以上 ～ 410 万円未満	(A) × 0.75 - 27 万 5,000 円
	410 万円以上 ～ 770 万円未満	(A) × 0.85 - 68 万 5,000 円
	770 万円以上 ～ 1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145 万 5,000 円
年齢 65 歳 未満の方	60 万円以下	0円
	60万1円以上 ～ 130 万円未満	(A) - 60 万円
	130 万円以上 ～ 410 万円未満	(A) × 0.75 - 27 万 5,000 円
	410 万円以上 ～ 770 万円未満	(A) × 0.85 - 68 万 5,000 円
	770 万円以上 ～ 1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145 万 5,000 円

所得金額 = 円

○市町村長発行の「令和 5 年度課税証明書」又は「所得額証明書（令和 4 年分）」

令和 5 年度 ○○○ 証明書

住 所 (令和4年分)

氏 名

生年月日

所得金額	総所得金額	***** 円	市民税	所得割	円	県民税	所得割	円
令和 4 年分の所得の内訳	分額等		均等割		円	均等割		円
控除合計		円	配偶者					
所得控除の内訳			扶養			老人		
○収入 ○所得 ー以下余白ー			雑損 医療費 社会保険料		円 円 円	扶養 老人 その他		

所得金額

事業所得者 令和 3 年12月以前から事業を開始した方

○令和 4 年分確定申告書

令和 年 月 日 令和 年分の所得税の 確定 申告書B

住所 〒 フリガナ

氏名 性別 職業 番号・姓 号主の氏名 号主との続柄

生年月日 電話番号

種類 青色 分額 損失 修正 特典の適用 番号

収入金額等	事業等 ①									課税される所得金額 ①-②)又は第三表上の④に対する税額又は第三表の②	②									0.00
	農業 ②										③									
	不動産 ③										④									
	利子 ④										⑤									
	配当 ⑤										⑥									
	給与 ⑥										⑦									
	公的年金等 ⑦										⑧									
	その他 ⑧										⑨									
	短期 ⑨										⑩									
	長期 ⑩										⑪									
	一時 ⑪										⑫									
所得金額	事業等 ①										⑬									
	農業 ②										⑭									
	不動産 ③										⑮									
	利子 ④										⑯									
	配当 ⑤										⑰									
	給与 ⑥										⑱									
	雑 ⑦										⑲									
	総合課税・一時 ⑧+⑨+⑩)×1/2										⑳									
	合計 ⑨										㉑									

所得金額

勤 務 先 証 明 書

住 所（勤 務 者）

氏 名（勤 務 者）

勤 務 先 の 名 称

勤 務 地（住 所）

採 用 年 月 日 年 月 日

職 名 又 は 職 務 内 容

上 記 の と お り、相 違 い な い こ と を 証 明 し ま す。

令 和 年 月 日

所 在 地

名 称

代 表 者 氏 名

代表者印

宮 城 県 住 宅 供 給 公 社 理 事 長 殿

（ 注 ） 給 与 所 得 者 が 2 名 以 上 の 場 合 は こ の 様 式 を コ ピー し て お 使 い く だ さ い。

給 与 支 払 証 明 書

住 所

氏 名

1	採 用 年 月 日	年	月	日	締 め 日	支 払 日
---	-----------	---	---	---	-------	-------

2	扶 養 親 族	配 偶 者 親 族 そ の 他 扶 養 親 族 数	有 ・ 無 人	(い ず れ か を ○ で か こ む)
---	---------	------------------------------	---------	-------------------------

3 支 給 総 額						
年 月 分	本 俸	手 当	手 当	手 当	手 当	計
	円	円	円	円	円	円
合 計						

4 賞 与	
年 月	
年 月	
合 計	

上 記 の と お り で あ る こ と を 証 明 し ま す 。

令 和 年 月 日

勤 務 先

代 表 者 氏 名

宮 城 県 住 宅 供 給 公 社

理 事 長 殿

- (注) ・ 申請時1年以上勤務されている方は、申請月の前月から12ヶ月分、1年未満の方は採用月から申請月の前月までの支給額を記入してください。(通勤費は記入しないでください。)
- ・ 申請月または申請月の翌月から採用される方は、今後1年間の見込額を記入してください。
- ・ 令和2年12月以前に採用された方は、提出の必要はありません。
- ・ 給与所得者が2名以上の場合は、この様式をコピーしてお使いください。

婚姻予約確認書

年 月 日

宮城県住宅供給公社理事長 殿

申込者 住 所
氏 名 印

婚姻者 住 所
氏 名 印

私達は、下記のとおり婚約していることに相違ありません。

記

婚約成立年月日 年 月 日

入籍予定年月日 年 月 日

(注) 入居契約時までに入籍できる方に限ります。